

# 各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数に係る違反について強化されました！

今般、貨物自動車運送事業者がその事業を継続して遂行するために適切な計画として定めている事業計画に反して事業を行っている場合、法令順守への意識が低く、悪質な法令違反が行われている可能性があることから、事業の改善を図るため、事業計画に従い業務を行うべきことを命令する発動基準が制定されました。

## 貨物自動車運送事業法第8条2項に基づく命令を発動する基準（施行日）令和7年5月1日

1. 巡回指導において、営業所に配置する種別ごとの車両が事業計画に反し最低保有車両数を満たさず「各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数」の項目が「否」であり、改善期限内に改善がなされていない場合。※ただし、事業計画変更認可申請に係る審査中は除く
2. 運輸支局による監査において、営業所に配置する種別ごとの車両が事業計画に反し最低保有車両数を満たさず「各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数」の項目に違反があると認められた場合
3. その他、各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数が事業計画における事業用自動車の種別ごとの数を満たさなくなったと認められる場合



### 適正化実施機関における巡回指導

事業用自動車の種別及び数に「否」で、未改善の場合  
※事業計画変更認可申請に係る審査中のものは除く

### 運輸支局における監査

事業用自動車の種別及び数に「違反」がある場合

通知

### 運輸支局等に呼び出し

事実確認及び事業計画に定めるところに従い事業を行うよう指導を行い、3ヵ月以内に改善を求める

**命令発動**

改善期限内までに改善がない場合

行政処分（初違反 10日車、再違反 20日車）を実施し、再度、事業計画に従い業務を行うよう改善を求める

**再度、命令発動**

命令違反の場合

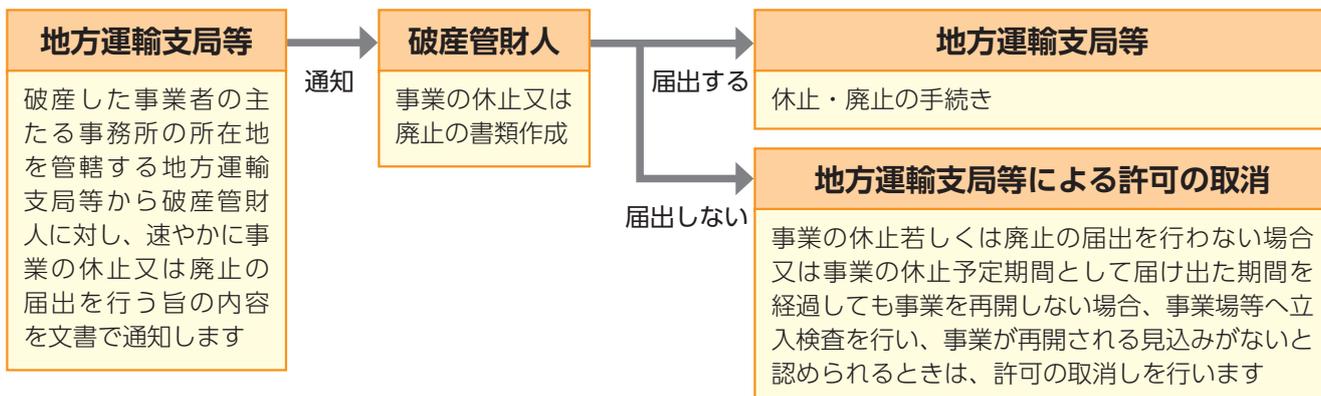
### 許可の取り消し処分

# 一般貨物自動車運送事業者等が破産した場合等における取扱い

一般貨物自動車運送事業者等が破産又は所在不明により長期にわたり休止状態にある場合における事業許可の取扱いが下記の通り定められました。

## 1. 破産の場合

事業者が破産法の規定により破産宣言を受けたときは、破産管財人による貨物自動車運送事業第32条の事業の休止又は廃止の届出するよう通知を行います。



## 2. 所在不明の場合

事業者が所在不明により事業活動が長期にわたり行われていない疑いのある事業者については、必要に応じて事業場等への立入検査等を行い、事業を行っていないと認められるときは、許可の取消が行われます。

### 所在不明として調査対象となる事業者

長期にわたって事業活動を行っておらず、事業としての実体が消失しているものと思われる以下の事業者

- ① 2年以上にわたって事業報告書及び事業実績報告書を提出していない事業者
- ② 所在不明、倒産等の風評のある事業者
- ③ 適正化事業実施機関から所在不明営業所と報告のあった事業者

### 所在不明等の確認(事業場等への立入検査等)

所定の手続きを経たうえで所在が明らかでない事業者については、事業の実体が消滅しているものとみなして許可の取消しを行います。

また、所在は判明したが、認可を受けた事業計画と異なる形で事業を継続しているもの又は事業を継続しておらず継続の能力のないもの等については、必要に応じ行政処分を行い、事業計画の変更申請又は事業の廃止の届出を行わせる等必要な措置を講じます。

### 所在不明事業者の許可取消し手続き

所在不明等の確認の結果、一定期間(概ね1年程度)事業を行っていないと認められるときは、行政手続法等関係法令に基づき手続きを行います。

## 3. 事業廃止又は許可取消しに伴う車両の取扱い

事業廃止又は許可取消し処分を受けた事業者の事業用自動車を当該事業者以外の事業者が使用していたときは、行政処分を行います。

## 4. 違法行為を行っているおそれのある事業者の事業計画変更認可等の取扱い

名義貸し等の違法行為を行っているおそれのある事業者から事業の拡大を内容(事業の譲受、営業所・荷扱所の新設、増車、積合せ運送の許可等)とする申請については、実態調査を行い、業務の適正化が十分行われたと認められた場合に認可等の処分が行われます。